

令和5年度 2月 邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和6年2月21日（水）
13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 13名（欠席0名）

1 三上 孝行	2 沖田 浩	3 荒木 晃夫	4 服部 耕二
5 種 克也	6 服部 信彦	7 椿 徹	8 片岡 里美
9 植田 眞二	10 松崎 寿昌	11 宮本 武	12 大石 幹夫
13 高木 敏彦			

出席推進委員 1名（欠席1名）

	9 富永 有作
--	---------

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 旧基盤強化促進法第19条による農用地利用
集積計画の公告について
- ・ 議案第4号 基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得
(農用地利用集積計画の公告)について
- ・ 議案第5号 農地中間管理事業法第19条の2
(農地利用集積計画一括方式)について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について
- ・ 報告第2号 非農地通知発出状況について

その他

- (1) 事務連絡
- (2) その他

会議の概要

<p>議長</p>	<p>農業委員会の総会の方を始めていきたいと思います。今年は、いつもよりか暖かくであって、あのまあ、いつもよりか猪がいつもよりよけえ出てあの畔やら??やら掘って畑なんか、まあ田んぼの方がだんだん痛んでいるなあと思っております。えっと、あと地域計画の説明会がまた今月の末から始まっていると思いますので、いつでもこよりたくさん参加をして下さい。多分、あとで説明がなき、あると思っておりますが。</p> <p>それでは議事録署名の指名で、本日は、13番高木委員さんと2番沖田委員さん。よろしくお願い致します。それでは議題の方に入っていきたいと思います。</p> <p>議案第1号農地法第4条に規定による許可申請について。今月は1件上程されとります。事務局の方、読み上げをよろしくお願い致します。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、失礼致します。議案第1号農地法第4条に規定による許可申請について、今月は1件です。申請番号054-12。農地の所在は高見××。登記地目畑。面積117㎡です。転用目的は、駐車場です。所要面積は、土地造成117㎡。駐車場50㎡、4台分。回転場65㎡です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項のただし書きにより許可できるものと判断しております。以上1件です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。事務局が読み上げして頂きましたが、申請番号054-12の件について椿委員さん、現地での調査及び調査の報告の方をお願い致します。</p>
<p>9番</p>	<p>申請番号054-12。〇〇〇〇さんの所有の農地を駐車場にしたいという、転用申請についてでございます。申請場所は瑞穂地域の高原地区。安田集落にあります。地図をもってご確認下さい。えっと県道高見出羽線、少し入った所です。地図の上の方同車線、道路工事があり高見駅、交差点。下の方には、高原小学校があります。このような位置関係にあります。〇〇〇〇さんは前回紹介致しましたが、炭焼きをされる、されてあの白炭生産されてるご主人やご家族と一緒にクイモやの野菜などを栽培されてる所である山羊や羊を飼育されとります。??景気の中、〇〇さんは観光型体験型農業といいますか、&&&とって花壇形式で、農地をそれぞれのブロックに分けて花やハーブなどを栽培されとっておまして、それを他の人々に自分で摘んでグループを作って楽しんでもらうなど、体験者と交流されとります。今回の申請地は、令和4年度12回の当委員会の承認で承認され取得された農地、畑が畑240㎡の内の1筆です。所有農地には、多種多様のオーガニック野菜など栽培されておられました。私も今回の申請地の側をよく通るんですが、去年は冬も含めずなんとか栽培されましたが。クイックガーデンの活性型体験農業で都会の人たちや、地域の子供たちと一緒に耕し、一緒に植え付けし、一緒に収穫し、一緒に食べるというような事から農地を取得すると同時期に、取得された家屋。地図には@@さんって書いてある所なんですけども、そこに設備や食堂設備、休憩設備などの改修工事をされとりましたが、工期が終わり近づく中で駐車場やれんという事で今回の申請になったそうでございます。今月14日、推進委員の富永有作さんと一緒に現地確認、〇〇さんとの面談をしとります。</p>

	す。チェックシートに照らし合わせ問題ないと思いますが、よろしくご審議下さい。以上です。
議長	はい、ありがとうございました。富永推進委員さん、何かあと付け加えたり補足する説明とかございますでしょうか？
推9番	いえ。ありません。あの14日に3人で面談をしまして、今説明された内容でお話をしております。終わります。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、申請番号054-12の件に関しましてご意見ご質問等ございましたら挙手をして発言をお願い致します。
6番	お願い致します。あの、まあ道路に面して非常に駐車場としても非常にいい場所だと私存じて見たんですけど、あのちょっとひとつお聞きしたいのは自宅の駐車場じゃなく、来られたお客さん用の駐車場という事で、まあ、さっきお聞きした色々都会から来られた方にいろんな体験をしてもらおうとか、そういうような来られた方の駐車場というふうに今お聞きしたんですけど、その農場というのはこの近くにあるんでしょうか？
9番	ええですか？
6番	ああ、どうぞ。
9番	えっと、前回の申請でこの申請地と同時に取得された農地がこの家の前皆です。
6番	皆です？
9番	さっきも言いましたように、えっと240㎡の内の1筆が、その今の申請地になります。そのあと3筆、3筆あったと思いますけど、このほんの近くにございます。
6番	この近くいう事です？歩いてちょうど横ひらの。
9番	はい。
6番	ああ。はい。いやあの、あまりに離れていたらどうかなあと思っていたんですけど。分かりました。いいです。いいです。はい。
9番	はい。
2番	はい。
議長	はい、沖田委員さん。
2番	えっと、ちょっと事務局に質問したいんですけど。えっと今その議員さんが取得が令和4年240㎡いう事言われたんですけど、取得してから一応概ね3年くらいは、えっと作物のあれがああ決まりがああって、それでまあ今回、今椿さんの説明にもありましたけど全部を転用されるんじゃない。一部を駐車場にされることなんで、そこらあたりはそのえっと規約には引っかからないんでしょうか？
事務局	はい。えっと失礼します。多分昔、3年3作というふうな事をいってりました。ただ、これなんですけど、規則にあたりだとか、法的に決まってるものではないという事でありました。昨年、そのような理由で許可をしないというのは、違法ですよと。というような通達が出たそうです。で、ちょっと、私、いない時に前任の日野の方にも確認はしたんですけど、そのような通達が出たと。いう事で、まあ正当な理由。当初計画していたけど、まあ、そこに耕作をする事が出来ないとか。

	<p>そういった理由等々があった場合、要するに正当な理由があればちゃんと許可をするようにと。というような物が来ているそうです。ですので、今回の確認の所では当初は使う予定だったけど、まあ、やむなく駐車場に変えられたというような所だと聞いておりますので、まあ問題はないかというような事の判断でございます。</p>
9番	はい。
議長	はい。
9番	ええっとですね。令和4年3月31日のね、農林水産省農村振興課局長から島根県の方に、あの通達をしてこの前書類でもろうと思うんですけどね。みんな。あの最後の所にそのような事が書いてありました。
2番	ほう。
9番	はい。
議長	はい。ありがとうございます。沖田委員さん。
2番	えっと、まあ。これは最近あの決まった事なんでしょうけど、以前は自分の出羽地区の担当の所で、えっと農地を取得したんだが、そこへあの住宅を建てたいと。いう事で、まだ3年に何ヶ月も少しも足りなかった時があって、担当の農業委員と、それから近くのそれに隣接する農業委員さんと会長と集まって、その協議をした時に、まあ、一応3年を過ぎんと許可を下ろされんいう事をその時に確認しましたので、ただ今回ちょっと聞いてみました。分かりました。
議長	他にございませんでしょうか？ (意見、質問なし)
議長	ないようですので、採決の方に入りたいと思います。054-12の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 議案第2号の方に入りたいと思います。議案の方、事務局の方。読み上げをお願い致します。
事務局	大変失礼致しました。じゃ、議案の方に入らせて頂きます。議案第2号、農地法第5条の規定による許可について。今月は1件です。申請番号055-10。農地の所在は鱒淵××、登記地目田、面積1693㎡。有償の所有権移転です。譲渡人は△△△△。譲受人は▲▲▲▲です。転用目的は木材乾燥場で、申請理由は木材乾燥場が不足しており、申請地は工場に近く利便性が高いため木材乾燥場として利用したいです。所要面積は土地造成1693㎡、木材乾燥場865㎡です。この土地は、第2種農地です。農用地区域除外済です。則第33条第4項の規定により許可できるものと判断しております。以上1件です。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、055-10に関して服部信彦委員さん、現地での調査及び聞き取りの報告の方をお願い致します。
6番	お願い致します。申請番号055-10について、ご説明を致します。今週の月曜日の日に、田中委員さんと2人で受人の▲▲▲▲さんと面談をしてみました。まず、地図を見て頂きまして。あの斜め右から左にこう道路がありまして、この

右の上をずっと行きますと、旧瑞穂町時代の役場へ出る道でございます。で、この左の下へ行きますと、国道 261 へ繋がります。で、まあそこに、%%住宅というまあ町営の住宅がありまして、右、左ちょっと上にですね、まああの二ツ山城という、まあ昔の城跡がお聞きになった事があると思うんですけど、この上に立地あの二ツ山城があるという、そういう形の立地になってございます。今回ですね、えっとまあ木材乾燥置場という事で、面談する前に現地も確認しました。まあ、現地はですねえ。ひと言で説明しますと、茅がもう、年々にわたりもう耕作されてないいう状態になっております。まあ、あの、ちょっと地図だけでは分かりにくいかと思うんですけど。まあ、南側ですね。山の背になってまして、もうまるっきり、もう日陰ですね。尚且つ、山の処理いう事もあって、まあ、湿地いう事もあったのと、水の出が悪いいう事と。で、この前にある田は、今も \$\$ さんかどっかが耕作されてらっしゃいます。今も、作ってらっしゃってますね。それでまあ、ここの今の斜線の所はもう完全に茅と、まあ、ちょっと起こすには、もう起こせないような、永年に渡ってもう、放棄地っていう形になっております。で、今回、面談をさして頂いた▲▲▲▲さんとまあ、木材を置いて乾燥したいっていう事と、まあ次のたまたま田中委員さんも、そこらのまあ地元という事でお聞きしましたら、まあヤブにやってる関係でどうしても獣の隠れ家みたいな状態にはなっていると。でまあ、かと言って誰も受けてもやるような者もおらず。今回、こういう。まあ、ちょっと面積はかなり広いんですけど、成長されて見通しよくしてもらえば近隣ですね、その、田んぼも非常に今のメッシュで囲んだ部分が多いんですけど、まあ、非常に隠れ家的な所はなってるんで、非常にいいかなあと言うふうな事はお聞きしました。ちょっと、あの面積広いっていう事と、まあここまで来て色々な事とで、あのこの上にある田んぼなんかは迷惑をこうむるといよりも、まあ逆にプラスになるのかなあと。水のここは便が良くないという事と。こっちは、日陰にはなってるんでなかなか作る人も永年に渡ってほったらかしの状態なんで、まあ今回の申請も面積としてはかなり広い面積にはなるんですが、あのまあ逆に言うと、いい形にはなるんじゃないかなあというふうに私は現場を見ては私は思いましたけども、ちょっと皆さんの方でちょっと審査の方よろしくお願い致します。それとですね、あの渡人の△△さんの方はですね、まあ、まるっきり農業という息子さんになるらしいですけど、勤めに出ていらしゃってて農業継続してやるっていう意思はないそうでございます。以上でございます。

議長
6 番
議長

はい、ありがとうございます。えっと、田中推進委員さんは・・・
欠席です。

それでは、さっき説明して頂きましたが 055-9 の件に関しまして、ご意見ご質問等ございましたら、挙手をして発言をお願い致します。

(意見質問なし)

2 番
議長

すみません。

はい、2 番沖田委員さん。

2 番

はい、面積はまあ、かなり広いですね。

6 番	ええ。
2 番	乾燥場として使われて、あとは駐車場みたいな感じですか？
6 番	いや、乾燥だそうです。
2 番	あっ、そうなんですか？
6 番	ええ。
2 番	乾燥を機械を・・・。
6 番	いや。板を結局、引いたげたらと思うんですけど・・・。
2 番	ええ。
6 番	今、この工場がある所にの駐車場とかに・・・。
2 番	今、駐車場にようけえ置いとてですよええ。
6 番	ええ。まっこういう状態で、今使われてるんですけど。その場所がないっちゃう事で。
2 番	はあ。
6 番	まあ、車が止められようにはすると思うんですけど・・・。
2 番	だが、面積はふんでも半分くらいが乾燥場で使われて、あと残り半分くらいは、やっぱり平常みたいな所で使うてんかなあ。
6 番	家の中、家の中だと思うんですけどね。
2 番	今現地点の駐車場ほとんど、木材置かれてえっとお車止められんような状態になっているんでね。
6 番	うーん。まあ、そうですね。どっちと言うと。ええ。
2 番	はい、分かりました。
議長	他にございますでしょうか？ (意見質問なし)
議長	ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号 055-9 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第 3 号旧基盤強化促進法第 19 条による農用地利用集積計画の公告について 2 件上がります。これは読み上げは致しません。質問があれば、挙手をしてお願い致します。
	～ご覧中～
議長	ない、ないようですので、採決の方に入りますが・・・。えっと植田委員さん。あの・・・。
9 番	はい。
議長	当事者なので、退席の方お願い致します。 えっと、それでは。まとめて？ はい。えっと、それでは基盤強化法第 90 条、第 19 条の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)

議長	<p>はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。</p> <p>えっと、続きまして議案第4号基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得について、1件？2件？。あっ、1件上程されとります。これは読み上げはしませんで、目を通して頂いて質問がありましたら挙手をしてお願い致します。</p> <p>～ご覧中～</p>
議長	<p>えっと、ございませんでしょうか？質問など。ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号05中-17の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。</p> <p>続きまして、議案第5号農地中間管理事業法第19条の2。農地利用集積計画一括方式の今回1件上程されとります。これも、読み上げは致しません。目を通して頂いて、ご意見ご質問等ございましたら挙手をして質問をお願い致します。</p> <p>～ご覧中～</p>
議長	<p>ご意見ご質問等ございますでしょうか？</p> <p>(意見質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決の方に入りたいと思います。椿さんは、いいんですか？</p>
？？？	<p>出て行って・・・。</p>
事務局	<p>代表・・・。</p>
議長	<p>えっと、それでは、05中-16の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。</p> <p>続きまして、報告の第1号農地法第3条の3の規定による相続等の届出について。これも、読み上げは致しませんが、何か質問があれば挙手をして質問の方をお願い致します。</p> <p>～ご覧中～</p>
議長	<p>質問の方はございませんか？</p> <p>それでは、続きまして。報告の第2号非農地通知発出状況について。1件、あります。これは・・・。説明は、して・・・ない。えっと、通し番号1じゃまだいつくらいですか？</p>
事務局	<p>はい？</p>
議長	<p>通し番号1いいや・・・。1なん？</p>
事務局	<p>えっと、これはあの届出したのが1件。</p>

議長
事務局
議長
事務局
議長
事務局
議長

ああ、分かりました。
です。はい。
判断で言うと、4のアだとかいうのはどこ見りゃ分かるん？
上に。農地法の上際に付いてる。はい。
ああ、分かりました。
採用さして頂きます。
えっと、質問等がなければ報告ですので…。はい、終わります。

えっと、次は（その他。）

（その他）

- （1）事務連絡
- （2）その他

次回の総会は、3月21日（木）13：30からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印